

大阪みらい経営会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪みらい経営会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は、多様な個人・団体との協創を通じて事業を創出し、社会課題を解決することにより、大阪を起点とした産業の振興と地域経済の活性化を図る。もって、日本経済の自律的な発展と、活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 社会課題解決・地方創生に資する事業
- (2) 事業を創出・推進できる人材の育成及び支援事業
- (3) 社会課題解決・地方創生に関する調査・研究・支援事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員とする。

(入会)

第6条 正会員の入会は、正会員1名の推薦を受け、理事総会の定める手続きにより入会を申請し、理事総会が承認するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則として返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 理事総会の定める手続きにより退会したとき。

- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 法人又は団体である会員が解散し、又は破産したとき。
- (5) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

(暴力団等排除)

第9条 本会は、反社会的勢力の入会・取引を一切拒否する。会員が反社会的勢力と判明した場合、理事総会は即時に当該会員を除名できる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総会において3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員設置)

第11条 本会に、次の各号に定める役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- (3) 理事のうち、1名を代表理事、1名を理事長とする。

(役員選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び理事長は、理事総会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務)

第13条 各役員は次の職務の執行等を行う。

- (1) 代表理事は、本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事長は、代表理事を補佐し、理事総会の定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- (3) 理事は、理事総会を構成し、法令及びこの会則の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。
- (4) 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査するとともに、総会及び理事総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。また、毎事業年度ごとに監査報告

書を作成する。

(利益相反の防止)

第14条 理事は、本会と自己又は第三者の利益が相反する事項については、あらかじめ理事総会にその旨を開示し、議決に参加してはならない。

2 前項に違反して締結された取引は、総会の承認を要する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第16条 本会に、任意の機関として相談役を置くことができる。

2 相談役は、正会員の推薦に基づき、理事総会が委嘱する。

3 相談役は、本会の重要事項について理事の諮問に応じる。

第5章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事総会とする。

2 いずれも開催場所において、またはオンライン会議システムにて開催することができる。

(総会)

第18条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 定時総会は、毎事業年度ごとに1回開催し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、理事総会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の議決)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

2 正会員は、書面又は電磁的方法によって議決権を行使すること(書面議決)、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任すること(委任状出席)ができる。

3 第1項の出席者には、第2項の書面議決及び委任状出席した者を含むものとする。

4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の3分の2以上の議決をもって行う。

(1) 役員の解任

(2) 会則の変更

(3) 本会の解散

(理事総会)

第20条 理事総会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

2 理事総会は、毎事業年度ごとに1回以上開催する。

3 理事総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督を行う。

(理事総会の議決)

第21条 理事総会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事総会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 監事は、理事総会の議決に加わることはできない。

(議事録)

第22条 総会及び理事総会の議事について議事録を作成する。

第6章 会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事業報告書及び計算書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事総会の承認を経て、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 秘密保持

(秘密保持)

第26条 会員及び役員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員及び関係者の技術上、営業上その他業務上の秘密情報を、正当な理由なく漏洩してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第8章 附則

(設立年月日)

第27条 本会の設立年月日は、2025 年 6 月 3 0 日とする。

(最初の事業年度)

第28条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第29条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事総会の決議を経て、別に定める。

以上

大阪みらい経営会 細則(案)

(目的)

第1条 この細則は、大阪みらい経営会会則(以下「会則」という。)に基づき、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 本会に、会則第 6 条に定める入会申請の受付等を行う事務局を設置する。事務局は理事総会が決定する。

(入会手続きと承認)

第3条 会則第 6 条に定める入会申請は、入会の意思を書面または電磁的方法で、本会事務局に提出することにより行う。

2 理事総会は、入会申込者について、本会の目的に資する個人・法人・団体であることを前提に入会を承認する。

3 前項に関わらず、次の各号に該当すると認めた場合は承認しない。

- (1) 公序良俗に反する事業を営み、又は営むおそれがあると認められるとき。
- (2) 本会の秩序を乱し、又は会員としての品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の企業、政党、宗教等の利益を図る活動や営業のみを目的とすると認められるとき。
- (4) その他、会員として不適当と理事総会が認めたとき。

(入会金及び会費)

第4条 本会の入会金及び年会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金
10,000 円
- (2) 年会費
個人会員：10,000 円

法人会員：一口 10,000 円(一口以上)

(3) 会費の減額及び免除

入会の承認が事業年度の後半(10 月 1 日以降)となった会員の年会費は半額とし、翌事業年度の 1 カ月前以降(2 月 1 日以降)の場合は、入会承認された事業年度分の会費は免除する。

(会費の納入)

第5条 会員は、入会の承認後 1 カ月以内及び翌事業年度の開始後、2 カ月以内に、その事業年度の会費を納入しなければならない。

2 新規に入会した会員は、入会が承認された後、速やかに入会金及び当該事業年度の会費を納入するものとする。

3 納入方法は、本会が指定する銀行口座への振込とする。

(退会手続き)

第6条 会則第 8 条(1)に定める退会は、退会の意思を書面または電磁的方法で、本会事務局に提出することにより行う。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、理事総会の決議によって行う。

附則 この細則は、2025 年 7 月 1 日より施行する。

以上

大阪みらい経営会 プライバシーポリシー

大阪みらい経営会(以下「当会」といいます。)は、当会の事業活動において取得する個人情報の保護を重要事項と認識し、当会の事業及び提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)における、会員及び本サービス利用者(以下「会員等」といいます。)の個人情報の取扱いについて、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「本ポリシー」といいます。)を定めます。

(法令等の遵守)

第1条 当会は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他関連する法令及びガイドライン等を遵守します。

(個人情報の取得と利用目的)

第2条 当会は、以下の目的に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得し、利用いたします。

- (1) 本サービスの提供・運営のため(会員管理、会費請求、本人確認、サービス提供等)
- (2) 当会が主催・共催するイベント、セミナー等の企画、運営及びご案内のため
- (3) 当会の活動に関する報告、メールマガジン、アンケート等の送付のため
- (4) 当会のウェブサイトの維持、改善及び利用状況の分析のため
- (5) その他、当会の事業目的に付随する目的のため

(利用目的の変更)

第3条 当会は、利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、個人情報の利用目的を変更するものとします。利用目的の変更を行った場合には、変更後の目的について、当会所定の方法により、利用者に通知し、または本ウェブサイト上に公表するものとします。

(安全管理措置)

第4条 当会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(匿名加工情報等)

第5条 当会は、取得した個人情報を識別不可となるよう加工した統計情報を、事業活動の改善・資料作成の目的で利用する場合があります。

(個人情報の共同利用)

第6条 当会は、事業活動において、取得した個人情報を特定の者との間で共同利用する場合があります。その場合、以下の事項をあらかじめ公表するか、当該個人に事前に報告します。

- (1) 共同利用する旨

- (2) 共同して利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 共同して利用する者の利用目的
- (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(個人情報の第三者提供)

当会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(保有個人データの開示・訂正等の請求)

第7条 当会は、ご本人から、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者への提供の停止の請求があった場合には、ご本人からの請求であることを確認の上、法令の定めに基づき、遅滞なく対応します。ご請求は、第9条のお問い合わせ窓口までお願いいたします。

(Cookieの利用について)

第8条 本ウェブサイトでは、利用者の利便性向上やサイト利用状況の分析のため、Cookieを使用することがあります。Cookieを無効化されたい利用者は、ウェブブラウザの設定を変更することにより無効化できます。

(プライバシーポリシーの変更)

第9条 当会は、必要に応じて、本ポリシーを変更することがあります。変更した場合には、当会のウェブサイト上での表示その他の適切な方法により周知いたします。

(お問い合わせ窓口)

第10条 本ポリシーに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりとします。

- (1) 団体名 : 大阪みらい経営会
- (2) 所在地 : 大阪府大阪市天満 2-11-1 株式会社 VALT 内
連絡先 : info@osaka.futbiz.club

附則 2025 年 7 月 1 日制定